

令和6年11月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油給湯機付ふろがま 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うちIH調理器 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
(うち電気洗濯機 1 件、電気冷蔵庫 1 件、リチウム電池内蔵充電器 2 件、
無停電電源装置 1 件、電気洗濯乾燥機 1 件、携帯電話機(スマートフォン) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202400013を除く。)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400842	令和6年11月1日	令和6年11月14日	石油給湯機付ふろがま	OTQ-305Y	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品から発煙し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400013	令和6年3月24日	令和6年4月3日	IH調理器	IHC-B111	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、制御基板上の平滑用フィルムコンデンサーの不具合により、コンデンサー内部で絶縁性能が低下したため、内部短絡が生じて焼損したものと推定される。	東京都	令和6年4月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400840	令和6年11月3日	令和6年11月14日	電気洗濯機	火災	当該製品の電源を入れたところ、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から25年以上経過した製品
A202400841	令和6年10月4日	令和6年11月14日	電気冷蔵庫	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	製造から20年以上経過した製品 令和6年10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月8日
A202400843	令和5年6月5日	令和6年11月14日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年9月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202400844	令和6年11月8日	令和6年11月14日	無停電電源装置	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400845	令和6年10月9日	令和6年11月14日	電気洗濯乾燥機	重傷1名	当該製品を使用中、幼児(5歳)が底部の隙間から手を入れ、回転部に手が接触し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月12日
A202400846	令和6年9月15日	令和6年11月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月13日
A202400847	令和6年11月1日	令和6年11月15日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	飲食店で当該製品を鞆に入れていたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月5日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

I H調理器（管理番号：A202400013）

